

第6章 都市計画対象事業に係る許認可等・特定届出

本事業に係る許認可等・特定届出は、表 6-1 に示すとおりである。

表 6-1 本事業に係る許認可等・特定届出

許認可等・特定届出の種類	許認可等・特定届出の根拠法令	許認可等を行う者 特定届出の受理を行う者
軌道の特許	軌道法	国土交通大臣
軌道の工事施行認可	軌道法	国土交通大臣
都市計画決定	都市計画法	広島市長

本書に掲載した地図は、測量法第 29 条に基づく複製承認を得て、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(平 28 情複、第 1009 号)